介護予防訪問看護契約書

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「甲」という。）と事業者　訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ双葉　（以下「乙」という。）とは、介護予防訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第１条　乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

２　乙は、介護予防訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第２条　この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から甲の要支援認定の有効期間満了日までとします。

２　前項の契約期間の満了日の７日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

３ 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第３条　乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問看護計画の作成・変更）

第４条　乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

２　介護予防訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

３　介護予防訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

４　乙は、次のいずれかに該当する場合には、第１条に規定する介護予防訪問看護サービスの目的に従い、介護予防訪問看護計画の変更を行います。

(1) 甲の心身の状況その置かれている環境等の変化により、当該介護予防訪問看護計画を変更する必要がある場合

(2) 甲が介護予防訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

５　前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

６　乙は、介護予防訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

７　介護予防訪問看護サービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する介護予防訪問看護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

（主治医との関係）
第５条　乙は、介護予防訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
２　乙は､主治医に介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し､主治医との密接な連携を図ります。
※注【乙が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合、第５条　乙は、診療録における主治医の指示に従って介護予防訪問看護サービスを提供し、その実施状況等を診療記録へ記載します。との規定になります。】
（担当の訪問看護員）
第６条　乙は、甲のため、担当の訪問看護員を定め、甲に対して介護予防訪問看護サービスを提供します。
２　乙は、担当の訪問看護員を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。
３　甲は、乙に対し、いつでも担当の訪問看護員の変更を申し出ることができます。
４　乙は、前項の申出があった場合、第１条に規定する介護予防訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように担当の訪問看護員を変更します。
（介護予防訪問看護サービスの内容及びその提供）
第７条　乙は、担当の訪問看護員を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の介護予防訪問看護サービスを提供します。
２　乙は、甲に対して介護予防訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
３　乙は、甲の介護予防訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければなりません。
４　甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。
（居宅介護支援事業者等との連携）
第８条　乙は、甲に対して介護予防訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
（協力義務）
第９条　甲は、乙が甲のため介護予防訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。
（衛生管理等）
第１０条　当該事業所において感染症が発生しないよう、又発生した場合は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
　対応指針を整備し、感染防止に関する会議等において対策を協議します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。
（虐待防止に関する措置）
第１１条　乙は、甲の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じます。
（身体的拘束その他の行動制限）
第１２条　乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。

（苦情対応）
第１３条　乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した介護予防訪問看護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
２　乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。
（緊急時の対応）
第１４条　乙は、現に介護予防訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
（費用）
第１５条　乙が提供する介護予防訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
２　甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
３　乙は、提供する介護予防訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
４　乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して介護予防訪問看護サービスを行う場合には、前２項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
５　乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
６　乙は、甲が正当な理由もなく介護予防訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
７　乙は､介護予防訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、１カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
８　乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
（利用者負担額の滞納）
第１６条　甲が正当な理由なく利用者負担額を２カ月以上滞納した場合は､乙は､３０日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
２　前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
３　乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第１項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
４　乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として介護予防訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。
（秘密保持）
第１７条　乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
２　乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

（甲の解除権）
第１８条　甲は、７日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
（乙の解除権）
第１９条　乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、３０日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
２　乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
（契約の終了）
第２０条　次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
１　第２条１項及び２項により、契約期間満了日の７日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
２　甲が第１６条により契約を解除したとき。
３　乙が第１４条又は第１７条により契約を解除したとき。
４　甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
５　甲の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
６　甲が死亡したとき。
（損害賠償）
第２１条　乙は、介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
２　前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
３　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
（利用者代理人）
第２２条　甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
２　甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。
（協議事項）
第２３条　この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証２通を作成し、甲乙各署名若しくは記名押印して１通ずつを保有します。

令和　　年　　月　　日

利用者甲　　住所

氏名

代理人（選任した場合）　　住所

氏名　　（続柄　　）

事業者乙　　＜名所等＞　　訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ双葉
介護保険事業者番号（千葉県　第 1261390020）
千葉県銚子市双葉町３－６
管理者　新井　弘恵
＜開設者＞　　医療法人　芳仁会
銚子市双葉町３－１９
理事長　海村　孝子　　印

介護予防訪問看護重要事項説明書

＜令和 7 年 10 月 23 日現在＞

１．提供するサービスについての相談窓口

電　話　　０４７９－２５－８４４５

ＦＡＸ　　０４７９－２５－７７２１

担　当　　新井　弘恵

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

２．介護予防訪問看護ステーション双葉の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーション双葉
所在地	銚子市双葉町 3-6
介護保険指定番号	１２６１３９００２０
サービスを提供する地域	銚子市・香取郡東庄町・旭市・茨城県神栖市

（２）同事業所の職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	看護師　１人
訪問看護師	訪問看護サービスに係わる業務	看護師・准看護師 常勤換算 2.5 人以上

（３）営業日及び営業時間

営 業 日　：　月・火・木・金・土曜日．　ただし、祝祭日、８月１３日、１６日
および１２月３０日から１月３日までを除く．

営業時間　：　午前９時から午後５時３０分まで．

３　サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーション（当病院・診療所）の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

１　病状・障害の観察

（危機の予測、予防、早期発見、早期対応）

２　直接的ケアサービス

①薬の管理と服用上の相談

②清拭・洗髪等による清潔の確保

③食事及び排泄等の日常生活の世話

④褥創の予防・処置

⑤リハビリ看護　筋力低下、関節の拘縮の予防・改善の為の自宅リハビリ実施及び指導

３　介護者、家族への精神的サポート

４　関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携

５　主治医への状況報告

４　費用

(1)　介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割から３割が御利用者様の負担額となります。御利用者様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

《介護保険給付対象サービスであっても加算金額が必要となる事例》

・特別な管理を必要とする御利用者様（厚生大臣が定める状態にある方に限ります。）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合

・以前からサービスを行っている御利用者様がご自宅で亡くなられる前２４時間以内にターミナルケアを行った場合

・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が御利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、御利用者様は１ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2)　交通費

２の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3)　その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、御利用者様の負担となります。

(4)　キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先　電話　０４７９―２５―８４４５）

①事前に、ご連絡いただいた場合	無　料
②事前に、ご連絡がない場合	当該基本料金の 20%

(6)　利用料等のお支払方法

お支払い方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落しの３通りの中からご契約の際に選べます。

※入金確認後、領収証を発行します。

５　事業所の特色等

(1)　運営方針

介護保険法等の関係法令及び契約書に従い、御利用者様の生活の質の向上及び確保を図り、日常生活動作能力の維持及び回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で療養できるよう、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。また、事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めます。

(2)　その他

介護予防訪問看護計画の作成及び事後評価

看護師が、御利用者様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及び御利者様の希望を踏まえて、介護予防訪問看護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して御利用者様に説明のうえ交付します。

６　御利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

７　虐待防止に関する措置

御利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じます。

８　身体的拘束その他の行動制限

御利用者又は他の御利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他御利用者の行動を制限しません。

９　衛生管理等

当該事業所において感染症が発生しないよう、又発生した場合は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

対応指針を整備し、感染防止に関する会議等において対策を協議します。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めます。

１０　緊急時の対応方法

医療法人芳仁会海村医院本院及び分院を協力医療機関として定め、サービス提供時に、御利用者様の容体に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに、上記の協力医療機関、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

１１　サービス内容に関する苦情

①　当社お客様相談・苦情担当

担　当：　新井　弘恵　　電話：０４７９―２５―８４４５

② その他

当社以外に、市町村および公的団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◎銚子市役所　高齢者福祉課	０４７９－２４－８７５５
◎銚子市役所　地域包括支援センター	０４７９－２４－８７５４
◎旭市役所　　高齢者福祉課	０４７９－６２－１２１２
◎東庄町保健福祉総合センター 健康福祉課福祉係	０４７８－８０－３３００
◎神栖市役所　波崎総合支所	０４７９－４４－１１１１
◎千葉県国民健康保険団体連合会	０４３－２５４－７４２８
◎茨城県国民健康保険団体連合会	０２９－３０１－１５６５

１２　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに御利用者様がお住いの市町村、御家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、御利用者様に対して当事業所の居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

なお当事業所は損害賠償保険に加入しております。

１３　当社の概要

名称・法人種別	医療法人　芳仁会
代表者役職・氏名	理事長　　海村　孝子
本社所在地・電話番号	千葉県銚子市双葉町 3-19 ０４７９－２５－１７１１(代)

事　業　内　容

1．診療所の経営

（1） 医療法人芳仁会　海村医院　本院

（2） 医療法人芳仁会　海村医院　分院

2．訪問看護ステーション双葉の経営

3．介護保険法に関する事業

（1）訪問看護・介護予防訪問看護

（2）訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ

（3）居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

（4）通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ

（5）居宅介護支援事業

4．その他これに付随する業務

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住　所　　千葉県銚子市双葉町３－６
事業者（法人）名　　医療法人　芳仁会
事業所名　　訪問看護ステーション双葉（千葉県 1261390020）
代表者名　　医療法人　芳仁会
理事長　海村　孝子　印

＜説明者氏名＞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者甲　　住　所

氏　名

代理人（選任した場合）　住所

氏　名　　（続柄　　）

【契約書別紙】

（令和 7 年 10 月 23 日現在）

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

１　介護予防訪問看護サービスの内容

提供するサービスの内容は、下記のとおりです。

	曜　日	時間帯	内　容
①	曜日	～	
②	曜日	～	
③	曜日	～	

２　担当の訪問看護員

あなたの担当の訪問看護員は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

訪問看護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

３　利用者負担額

御利用者様負担額は、以下の通りです。

（１）介護保険適用分

・基本料金

それぞれの訪問時間に応じて料金が定められています。お支払頂く「1 割から 3 割負担分」を表示しています。（※（　）内は、准看護師が訪問看護を行った場合で 90/100 の料金となります）

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
３０分未満	４５１円 （４０６円）	９０２円 （８１２円）	１，３５３円 （１，２１８円）
３０分以上 １時間未満	７９４円 （７１５円）	１，５８８円 （１，４２９円）	２，３８２円 （２，１４４円）
１時間以上 １時間３０分未満	１，０９０円 （９８１円）	２，１８０円 （１，９６２円）	３，２７０円 （２，９４３円）

・その他の加算

複数名訪問加算 同時に 2 人の職員が訪問を行った場合 １回につき　・30 分未満　1 割　２５４円　2 割　５０８円　3 割　７６２円 　　・30 分以上　1 割　４０２円　2 割　８０４円　3 割　１，２０６円
退院時共同指導加算　　１回につき　　1 割６００円　2 割１，２００円　3 割１，８００円 病院、診療所、介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。 （ただし、初回加算を算定する場合は算定できない。）
初回加算 新規に訪問看護計画を作成した御利用者様に対して、訪問看護を提供した場合 Ⅰ　病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は　　1 割　３５０円　2 割　７００円　3 割　１，０５０円 Ⅱ　病院、診療所等から退院した日の翌日以降に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は　　1 割　３００円　2 割　６００円　3 割　９００円

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、御利用者様は１ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

（２）介護保険適用外の分

内　容

金　額

回／週１週間あたりの利用料

１週間あたりの合計額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（３）　交通費については、□必要ありません。

□実費＿＿＿＿＿＿円となります。

（４）　サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、御利用者様負担となります。

４　キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先　電話　０４７９―２５―８４４５）

①事前に、ご連絡いただいた場合	無　料
②事前に、ご連絡がない場合	当該基本料金の 20%

ただし、御利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

５　利用料等のお支払方法

お支払い方法は銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの３通りの中から選べます。

※入金確認後、領収証を発行します。

６　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

（１）　訪問看護員は、介護保険制度上、御利用者様に対してのみ訪問看護を提供することとされています。御族の方に対して訪問看護を行うことはできませんのでご了承ください。

（２）訪問看護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。

７　この訪問看護契約は、指定居宅介護支援事業所が御利用者様のために作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に従った内容です。

事業者

＜事業者名＞　　訪問看護ステーション双葉（千葉県　第 1261390020 号）

千葉県銚子市双葉町３－６

管理者　新井　弘恵

＜代 表 者＞　　医療法人　芳仁会

銚子市双葉町３－１９

理事長　　海村　孝子　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

＜利用者氏名＞

＜代理人氏名＞　　（続柄　　）